

国際課税委員会（第17回）の概要

平成20年4月24日、経団連会館にて、第17回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、税務大学校 松田直樹教授から「米国における国際租税制度の議論」について報告いただき、その後質疑応答が行われました。その概要は以下のとおりです。

松田教授の報告 議事録の都合上、国際課税制度に関する部分のみ（資料は別添）

- 1、ブッシュ大統領諮問委員会報告書（以下、「報告書」）は、第6章と第7章で、それぞれ、国外所得免除方式と、仕向け地課税制度という国際課税の新たな提言をしているが、それぞれ問題がある。
- 2、前者については、コンプライアンスコストの低減、投資判断への悪影響の排除等のメリットが過大評価されている。反面、制度複雑化のおそれ、税収低下の可能性、移行期間の問題等のデメリットが過小評価されている。
- 3、後者については、移転価格問題や租税回避の減少というメリットが指摘されているが本当かという問題、さらにはWTO違反の輸出補助金ではないかという問題がある。
- 4、国外所得免除方式を支持する2005年合同委員会報告書では、これにより、インバージョン取引が低下すると述べている。海外の子会社を得る所得を、受動的所得と能動的所得に分け、前者については、サブパートナーシップ F の対象とする現行方式を維持することを主張している。
- 5、これに対して、ブルッキング教会のGale氏は、能動的・受動的所得の区分、所得・費用の配分と帰属の決定等の問題等きわめて多くの問題を解決する必要があり、インバージョン取引に対する課税権を放棄することになること、外税方式で課税繰り延べとなっている所得・損失や累積した控除額の取り扱いの問題があると指摘している。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。